

規制の事前評価書

1. 政策の名称

金融商品取引所による金融商品類似市場の開設の解禁

2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

3. 評価実施時期

平成 20 年 3 月 3 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

現行の金融商品取引法において、金融商品取引所の業務範囲は、取引所金融商品取引市場の開設及びこれに附帯する業務に制限されている。

② 問題点

諸外国では、排出量等について、取引所における取引が開始されている状況にあり、今後、我が国においても、排出量取引等の金融取引に類した性質を持つ取引が活発化することが考えられる。

③ 規制の新設の目的及び必要性

我が国取引所の競争力を強化するとともに、利用者の利便向上を図る観点から、公益又は投資者保護上問題のない枠組みで、金融商品取引所による金融商品類似市場の開設を解禁することが必要である。

(2) 法令の名称、関連条項

金融商品取引法 第 87 条の 2、第 87 条の 2 の 2

(3) 規制の新設又は改廃の内容

金融商品取引所は、認可を受けた場合には、本業の遂行を妨げない限度において、排出権に係る取引その他の金融商品の取引に類似する取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができることとする。

5. 想定される代替案

金融商品取引所は、届出を行った場合には、行政の審査を受けることなく、排出権に係る取引その他の金融商品の取引に類似する取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができることとする。

6. 規制の費用

(1) 遵守費用

① 本案

金融商品類似市場を開設しようとする金融商品取引所において、内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。

② 代替案

金融商品類似市場を開設しようとする金融商品取引所において、内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

国において、金融商品類似市場を開設しようとする金融商品取引所に対する内閣総理大臣の認可に係る受付及び審査業務に伴う費用が発生する。また、金融商品類似市場の開設後、取引所金融商品市場の業務遂行を妨げていないか否かについて、検査、監督する費用が発生する。

② 代替案

国において、金融商品類似市場を開設しようとする金融商品取引所に対する内閣総理大臣への届出に係る受付業務に伴う費用が発生する。また、金融商品類似市場の開設後、取引所金融商品市場の業務遂行を妨げていないか否かについて、検査、監督する費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

国において、金融商品類似商品を開設しようとする金融商品取引所に対する総理大臣の認可に係る審査を通じて、金融商品取引所が業務内容の適切性に関する十分な自己検証や適格なリスク管理体制の構築等を行うこととなっているか事前に確認することができるため、金融商品市場の運営に支障が生じ、利用者の利益が害されるといった社会的費用は発生しない。

② 代替案

金融商品取引所が業務内容の適切性に関する十分な自己検証や的確なリスク管理体制の構築等を行うことなく、金融商品類似市場の開設が可能となり、当局として、公共性が高く、安定的に運営することが求められている取引所金融商品市場の業務の遂行に影響がないことを事前に確認することができないため、取引所金融商品市場の業務に支障が生じ、結果として利用者の利益が害されるといった社会的費用が発生するおそれがある。

7. 規制の便益

① 本案

金融商品取引所が金融商品及び金融商品に類似した権利等について幅広く取り扱うことが可能となり、我が国取引所の競争力強化につながるとともに、利用者利便の向上に資すると考えられる。

また、金融商品類似市場の開設について認可制とすることで、金融商品市場の健全かつ適切な運営に支障が生じることを事前に防止することが可能である。

② 代替案

本案と同様に、金融商品取引所が金融商品及び金融商品に類似した権利等について幅広く取り扱うことが可能となり、我が国取引所の競争力強化につながるとともに、利用者利便の向上に資すると考えられる。

8. 政策評価の結果

金融商品類似市場の開設を解禁することによる我が国取引所の競争力の強化は、本案、代替案のいずれにおいても達成できる。

しかしながら、代替案による場合、金融商品類似市場の開設にあたって事前審査を伴わないため、本案より開設者にコストをかけさせないことが可能であるものの、公益又は投資者保護の観点からは、金融商品類似市場の運営が本業である取引所金融商品市場の適正な運営に影響が及ぶことがないよう事前に確認することも重要である。

金融商品類似市場の公正、安定的な運営を担保するとともに、金融商品取引法において、これまで金融商品取引所は他業禁止である趣旨にも鑑みれば、本案による改正が適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」(19年12月18日公表)において、「(排出量取引等、金融取引に類似した性質を持つ取引についても)例えば、公益又は投資者保護上、金融商品取引所グループにおいて取引の場を設けることに問題のない枠組みであれば、関連業務として認めていくことが考えられる。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成 25 年度に事後検証を実施。